

用語集

1. ダム事業

- 減勢工^{ダ1)} ダムから流下する水のエネルギーを弱め、洗掘等を防ぐため、ダムの直下流に設ける構造物を指します。
- サーチャージ水位^{ダ1)} 洪水時、一時的にダム洪水調節地に貯めることが出来る最高の水位を指します。
- 集水面積^{ダ1)} 河川のある地点について、降雨がその地点に流出する全領域を集水区域、又は集水域といい、その面積を集水面積といいます。
- 総貯水容量^{ダ1)} 堆砂容量、死水容量、利水容量、洪水調節容量を全部合計したものを指します。
- ダム洪水調節地^{ダ2)} 通常は水を貯めないという流水型ダムの特長を踏まえて、本書では「貯水池」ではなく、「ダム洪水調節地」で統一しています。
- 貯水^{ダ2)} ダムに水を貯めることを河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等では「貯留」と表現していますが、本書においては、通常はダム洪水調節地に水を貯めないという流水型ダムの特長を踏まえて、「貯水」という表現で統一しています。

2. 大気環境

- 降下ばいじん^{大2)} 大気中に排出されたり、風により地表から舞い上がった粒子状物質のうち、粒子が比較的大きいために自重で地上に落下（降下）するものや、雨や雪に取り込まれて地上に落下するものです。
- Cal_m(静穏)^{大1)} 風がないか非常に弱い場合（風速を 0.1m/s 単位で観測するときは 0.2m/s 以下、1m/s 単位で観測するときは 0m/s の場合）は「静穏（Cal_m）」といいます。
- 振動レベル^{大2)} 人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位として dB(デシベル) が用いられています。
- 騒音レベル^{大4)} A 特性音圧の 2 乗を基準音圧（20 μ Pa）の 2 乗で除した値の常用対数の 10 倍で、単位はデシベル（dB）です。A 特性音圧レベルともいいます。
- 地盤卓越振動数^{大3)} 地盤卓越振動数は、原則として大型車の単独走行を対象とし、対象車両の通過ごとに地盤振動を 1/3 オクターブバンド分析器

により周波数分析し、振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均した数値のことを指します。地盤卓越振動数は上述の方法により求めることが基本であるが、現地の状況によりこれが難しい場合には、予測地点の地盤に概ね等しい地盤条件を有する地点における既往の実測結果より推定してもよいとされています。

低騒音(振動)型建設機械^{大2)}

建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音が相当程度軽減された建設機械として、国土交通省が指定します。

建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的とする「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき、1997(平成9)年より国土交通省が低騒音型建設機械の指定を行っています。低騒音型建設機械としては、ブルドーザー、バックホウ、トラクターショベル、クローラクレーン等の基準値が定められています。

等価騒音レベル^{大4)} ある時間範囲Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものを指します。時間的に変動する騒音のある時間範囲Tにおける等価騒音レベルはその騒音の時間範囲Tにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。単位はデシベル(dB)。

特定建設作業^{大2)} 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められています。騒音規制法では8項目、振動規制法では4項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受けます。騒音又は振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85dB、振動レベルは75dBを超えないこととされています。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届け出等の定めがあります。

排出ガス対策型建設機械^{大2)}

国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、排出ガス対策型建設機械の型式指定を行い、当該建設機械の普及促進に努めています。現在、第3次排出ガス対策型建設機械の型式指定が行われており、発動発電機や空気圧縮機、小型バックホウ、ドリルジャンボ等が指定を受けています。

風配図^{大5)} ある場所の一定期間の風向分布を示す図を指します。各方位の方向にその向きから吹いた風の頻度(百分率)を長さで表し、その先端を結んだものになります。

浮遊粉じん^{大2)} 空気中に浮遊する粒子で、発生源は天然と人工源があります。大気汚染防止法では、浮遊粉じんのうち、粒径が10マイクロ

メートル以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

粉じん^{大 2)}

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では粉じんは「物の破砕や選別等の機械的処理・堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応等で生ずる「ばいじん」と区別されます。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）といいます。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」といいます。

要請限度^{大 2)}

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講ずるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度といいます。

振動規制法においては、市町村長は指定地域内で振動の測定を行った場合に、その道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、道路管理者等に道路交通振動の防止のための舗装等の対策を執るべきことや、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講ずるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度といいます。

3. 水環境

汚濁負荷量^{水 1)}

水路、河川や湖沼・貯水池の水、生活排水、産業排水等に含まれて流出する汚濁物質（BOD、COD、SS、T-N、T-P 等）の量（負荷量）のことで、通常 1 日当たり、g や kg 等の重量で表します。

渇水流量^{水 2)}

1 年を通じて 355 日はこれを下回らない流量のことを指します。

健康項目^{水 3)}

原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められている、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準のことを指します。

最小流量^{水 2)}

ある期間を通じての最小の流量をいいます。

最大流量^{水 2)}

ある期間を通じての最大の流量をいいます。

COD^{水 1)}

COD は BOD とともに広く一般に用いられている水域の有機的な汚濁を示す代表的な指標のことを指します。酸化性の強い化学薬品で、水中にある物質の中で化学的に直接酸化できる有機物等の含有量を測定しています。

水素イオン濃度 (pH) ^{水 1)}	水溶液中の水素イオン指数(水素イオン濃度の逆数の常用対数)によって塩基性・酸性の強さを表したものです。
生活環境項目 ^{水 3)}	河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められています。
全窒素(T-N) ^{水 1)}	水中に含まれる窒素化合物の総量をいい、無機態窒素(I-N)と有機態窒素(O-N)からなります。さらに、無機態窒素は、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素からなります。
全リン(T-P) ^{水 1)}	水中の全てのリン化合物を、強酸あるいは酸化剤によって完全に分解してオルトリン酸態リンとして定量したものです。
濁度 ^{水 1)}	水の濁りの程度を表す指標で、精製水中に標準物質(カオリン又はホルマジン) 1mg を含む場合と同程度の濁りを濁度 1 度としています。
低水流量 ^{水 2)}	1 年を通じて 275 日はこれを下回らない流量のことを指します。
75%(水質)値 ^{水 1)}	BOD 濃度又は COD 濃度の測定値について、年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって 75%水質値とします。 $(0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。) 75%水質値は、公共用水域における BOD 又は COD 濃度の環境基準達成の確率的評価の基本数値です。
排水基準項目 ^{水 1)}	排水基準項目は、「水質汚濁防止法」に基づき、「水質汚濁防止法施行令」の中で、有害物質に係る排出水の汚染状態について 26 項目(有害項目)、その他の排出水の汚染状態について 12 項目(生活環境項目)が一律排水基準として規定されています。水質汚濁防止法で定められた排出基準については、「工場及び事業場から公共用水域への水の排出、及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する」ことを目的と定められています。
BOD ^{水 1)}	水域の分解しやすい有機物による水質汚濁を示す代表的な指標であり、水生生物の生息環境とも関係します。溶存酸素の存在する状態で水中の好気性微生物による有機物分解で消費される酸素量で示します。通常、20℃、5 日間で消費された DO 濃度(mg/L)で表しています。
富栄養化現象 ^{水 1)}	富栄養化により水域内の窒素、リンといった栄養塩類の濃度が高まり、さらに水温、日射量、滞留時間等の条件が整った際に発生する水質変化のことで、下記の諸現象として観察又は観測さ

れます。

- ①微小生物（動植物プランクトン、細菌等）量の増加による透明度の低下
- ②栄養塩濃度の増加にともなう微小生物量の増加及び優占種の変化
- ③藻類等の微小生物量の増加による水色の変化（緑色、褐色化）
- ④特定の植物種の増殖による水の華（アオコ）や淡水赤潮等の生物異常増殖現象の発生
- ⑤植物プランクトンの異常増殖による夏季表層水の pH の上昇
- ⑥植物プランクトンの増殖による代謝物又は分解物による異臭味の発生
- ⑦有機物の沈殿、堆積、分解による深水層における溶存酸素の減少
- ⑧深水層の溶存酸素の減少にともなう底泥からの Fe、Mn 等の溶出

浮遊物質（SS）^{水 1)} 水中に懸濁している不溶解性物質で、日本工業規格（JIS）では懸濁物質、環境基準や排水基準では浮遊物質（SS）と呼んでいます。

平水流量^{水 2)} 1 年を通じて 185 日はこれを下回らない流量のことを指します。

豊水流量^{水 2)} 1 年を通じて 95 日はこれを下回らない流量のことを指します。

溶存酸素（DO）^{水 1)} DO はその名の示すように、酸素分子として河川や湖沼、貯水池等の水中に溶存している酸素量であり、水中での有機物の好気性分解作用や魚類等の水生生物の生息には不可欠なものです。

流域^{水 4)} 河川の流れ行く地域のことを指します。またその河川の四囲にあたる分水界によって囲まれた区域のことを指します。

流況^{水 2)} 流況は 1 年を通じた川の流量の特徴のことをいい、豊水、平水、低水、渇水流量を指標にします。
流況を見ると、その川の 1 年間の流量の変化の様子や水の豊かさが分かります。

類型指定^{水 1)} 水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて二つ以上の類型を設け、各々の類型ごとに pH、SS、BOD、又は COD、DO、大腸菌群数等の項目について基準値を定めています。具体的に、河川では 6 類型、湖沼では 4 類型、海域では 3 類型が設けられています。利用目的別の適応性は自然環境保全、水道、水産、工業用水、農業用水、環境保全等に大きく分けられ、個々の水域においてはこれらの利用目的別の適応性を総合的に勘案して、該当する類型をあてはめることになります。このあてはめを類型指定といいます。類型指定の権限は、原則として二つ以

上の都府県を流域とする水域は環境大臣により行われ、それ以外の水域は都道府県知事に委任されています。

4. 動植物、生態系

亜種^{動 1)2)}

生物分類上の一階級。種の下位の分類階級です。種として独立させるほどではないが、変種とするには相違点の多い一群の生物に用います。

一年生(植物)^{動 1)}

1年以内に発芽・成長・開花・結実を完了し、枯死する植物のこと。草本は一年草といいます。

羽化^{動 1)}

昆虫が幼虫又は蛹（さなぎ）から変態して成虫になることを指します。

浮石^{動 1)}

一部が河床を離れ、下を水が流れている石のことを指します。

Aa 型

河川形態を参照。

エコトーン^{動 3)}

エコトーンは移行帯又は推移帯とも呼ばれ、陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）のことを指します。エコトーンには水の深さや土の水分条件が少しずつ変化するため、さまざまな植物や生物が生息しています。

回遊魚^{動 8)}

生活史において移動を行い、おおよそもとの生息地に戻ってくる魚類のこと。海と淡水の双方を生活史の段階に応じて規則的に利用する魚類を通し回遊魚といいます。産卵を海水で行う降河回遊魚と産卵を淡水で行う溯河回遊魚があり、産卵と直接結びつかない回遊を行うものは、両側回遊魚と呼ばれます。降河回遊魚ではウナギ、溯河回遊魚はサケ、両側回遊魚はアユが代表例です。

河川形態^{動 5)}

1 蛇行区間における瀬と淵の分布に着目したものを指します。

- ・Aa(Ⅰ)型：1 蛇行区間に瀬と淵が交互に出現する(A 型)。また瀬から淵への流れ込みは滝のように落ちこむ(a 型)。蛇行点の淵も直線部の淵もほぼ同形同大である(Ⅰ型)。
- ・Aa(Ⅱ)型：1 蛇行区間に瀬と淵が交互に出現する(A 型)。また瀬から淵への流れ込みは滝のように落ちこむ(a 型)。蛇行点の淵と直線部に存在する多くの淵とでは、形も大きさも大差がある(Ⅱ型)。
- ・Aa-Bb 移行型：Aa 型と Bb 型の間にみられる中間型。
- ・Bb 型：1 蛇行区間に瀬と淵が一つずつしかない(B 型)。また瀬から淵への流れ込みはなめらかに波立って流れこむ(b 型)。

河川水辺の国勢調査^{動 6)}

「河川水辺の国勢調査」とは、河川を環境という観点からとら

えた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備のための調査をいいます。

- 河畔林^{動 3)} 洪水等の影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林のことを指します。
- 夏緑広葉樹林^{動 1)} 冬の低温によって落葉する広葉樹を主体とする樹林のことを指します。温帯北部で、夏期に十分な降水のある地帯に発達します。落葉広葉樹林。夏緑樹林。
- 冠水^{動 1)} 洪水等で、田畑や作物が水をかぶることを指します。本書では、ダム洪水調節地内の植生等の生息・生育環境が水をかぶる現象の表現として用いています。
- 灌木^{動 2)} 枝が群がり生える樹木です。樹木のうち、背丈は低く、幹は根際で枝分かれし、幹と枝との区別が不明瞭なものを指します。
- 寄主^{動 1)} ウイルスを含めてすべての寄生生物が寄生する相手の生物のことを指します。寄生動物の幼生と成体とで宿主が異なる場合、幼生の宿主を中間宿主、成体の宿主を終宿主といいます。宿主。
- 寄生^{動 1)} 異種の生物が一緒に生活して、一方が利益を受け、他方が害を受けている生活形態のことを指します。害を受ける方の生物を宿主といいます。内部寄生と外部寄生とに大別されます。
- 寄生植物^{動 2)} 他の生物から栄養を取る植物のことを指します。ナンバンギセル等葉緑素を欠き炭酸同化作用による独立生活を営まないものと、ヤドリギのように葉緑素を持ちながら半寄生するものとがあります。
- 群集^{動 2)} 一地域内に何らかの関係をもって生活するすべての生物个体群のことを指します。植物だけの場合には群落といいます。
- 群落（植物群落）^{動 2)} 生物の群集のうち、植物だけを取り出したものです。構成する植物の相観の均一性や種・組成の共通性に基づいて、群系・クラス・オーダー・群集等の諸段階に分類します。
- 甲殻類^{動 2)} 節足動物の一綱です。亜門あるいは上綱とされることがあります。体は甲殻で覆われて体節に分かれ、頭・胸・腹の三部が区別できます。ほとんどが水生でえら呼吸を行います。
- 交互砂州・複列砂州^{動 25)} 川幅が狭い条件では横断方向の河床攪乱は発達しないために砂州は形成されないが、川幅が広がると左右交互に砂州が形成されます。これが交互砂州であり、流れは河床形態の影響を受けて蛇行します。この状態から川幅がさらに広がると交互砂

	州のパターンが複数形成されるようになり、これが複列砂州です。
高次捕食者 ^{動 7)}	捕食者とは、ある生物が他の生物を捕食する場合、食う側の動物をいう。食物連鎖における一地位で、一般に被食者より大型で、強大な運動力等の体力を持つ肉食性の動物。高次捕食者とは、そのうち、大型の肉食動物や魚類等食物連鎖の頂点に位置します。
甲虫 ^{動 2)}	コウチュウ目の昆虫の総称です。上皮・上翅は堅く、体を保護しています。
行動圏 ^{動 9)}	行動域ともいいます。動物個体群がどのような空間構造を有しているのかを知ろうとするとき有効な概念のことを指します。パート (W. H. Burt、1940) が動物の〈各個体が食物集め、生殖、子育て等の正常活動のために動きまわる居住地域〉として定義した用語です。
個体群 ^{動 2)}	ある空間を占める同種個体の集団のことを指します。種の具体的な構成単位で、出生率・死亡率・移出入率・年齢分布・遺伝的構成等の属性によって特徴づけられます。遺伝学でいう集団に同じ。
コドラート法 ^{動 4)}	植生調査、動物の個体数調査等に用いられる手法の一つです。ある一定の大きさの方形の区画（コドラート）を設定し、その中に存在する生物相を調査します。
コロニー ^{動 2)}	一定地域に定着した同一種又は若干種の生物集団です。
サーバーネット ^{動 10)}	小さな底生動物を捕獲することができるよう目合いの小さな網(目合い 0.5mm 程度)のことを指します。柄がついた定性採集用と、枠がついた定量採集用があります。
仔魚 ^{動 1)}	魚の幼生。孵化して以後、すべてのヒレが完成するまでをいいます。
自然環境保全基礎調査 ^{動 12)}	自然環境保全法第 4 条の規定に基づき実施されており、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、国土全体の状況が調査されています。調査結果は、報告書及び地図等にとりまとめられ公表されています。
シャーメントラップ ^{動 4)}	ネズミ類に用いる箱型のライブトラップ（生け捕り可能な罠）です。
樹冠 ^{動 2)}	樹林において、葉が集まって光合成を行っている樹木の上部部

分です。

- 植生^{動 2)} ある場所に生育する植物の集まりです。
- 植生図^{動 2)} ある地域における植物群落の配置を示す地図のことを指します。
- 植生遷移^{動 1)} ある場所の植物群落が長年月の間に次第に別の群落に変わってゆくことを指します。裸地に一つの群落が成立するとその場所の環境条件を変化させ、それに適合した別の植物群が生育するようになるために起きます。
- 植物相^{動 2)} ある地域に生育する植物の全種、又はそれらをリスト化・記載又は図解した「植物誌」のことを指します。
- 食物連鎖^{動 2)} 生物が群集内で互いに捕食者・被食者（食う食われる）の関係によって連鎖的につながっていることを指します。連鎖が交錯して網の目を成す状態を食物網といいます。捕食連鎖・寄生連鎖、生食連鎖・腐食連鎖等に区別されます。
- 水生昆虫^{動 2)} 湖沼・河川等の水域に生息する昆虫の総称です。カゲロウ・トビケラ類をはじめアブ・ユスリカ等の双翅類、トンボ類や水生半翅類や甲虫類等のことを指します。
- スウィーピング^{動 4)} 主に低木、草原等で用いられる方法で、捕虫ネットを水平に振り、草や木の枝をなぎ払うようにしてすくいとることで、木や草、花の上に静止している昆虫を捕まえる方法です。
- 生態系^{動 2)} 生物の群集とそれに影響する無機的環境からなるシステムです。森林生態系、陸水生態系等。エコシステム。
- 生態系被害防止外来種^{動 16)} 平成 27 年 3 月に環境省及び農林水産省から公表された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種のことです。
- 遷移^{動 2)} 一定の土地の植物群落が時間の経過に伴って不可逆的に変わって行く現象のことを指します。
- 蘚苔類^{動 2)} 木の幹や枝、岩、時に水中の石の上に見られる花の咲かない小形の植物の俗称です。コケ植物・地衣類・藻類等が含まれます。
- 双翅目^{動 2)} 昆虫の分類群、ハエ目の旧称のことを指します。
- 草本^{動 8)} 木部があまり発達しない草質又は多肉質の茎をもち、地上部は多くは 1 年で枯れる植物体のこと。木本に対する語です。

代償植生 ^{動 8)}	本来の自然植生の代償として二次的に生じた群落(林)で、何らかの人為的干渉によって成立し、持続している植物群落を指します。
托卵 ^{動 8)}	造巢・抱卵・育仔をせずに、そのいっさいを他の個体に托す動物の習性。もとは鳥についての用語で、托卵する相手の鳥を仮親(宿主)といいます。ホトトギス、カッコウ、ジュウイチ等が托卵する習性を持ちます。
多年草 ^{動 1)}	二年以上にわたって生存する植物のことを指します。樹木はこれに属します。草本では毎年冬になると地上部は枯死するが、地下部は越冬し春に芽を出します。
旅鳥 ^{動 2)}	北方に繁殖地、南方に越冬地を持ち、春と秋の渡りの途中でその地方を通過する渡り鳥のことを指します。
たまり ^{動 3)}	本川とつながっていない水の入れかえが少ないところのことを指します。
暖温帯 ^{動 1)}	温帯のうち、亜熱帯に近い地帯のことを指します。植物帯では山麓帯に相当し、照葉樹林が分布します。
地衣類 ^{動 2)}	藻類と共生して地衣体を形成する菌類のことを指します。外形から葉状地衣類・樹枝状地衣類・鱗片状地衣類・固着(痂状)地衣類等に分けられます。地衣体は、共生菌の菌糸と藻類からなり、共生藻は同化産物を菌類に供給し、共生菌は藻類に住みかと水分を与えます。
稚魚 ^{動 1)}	卵からかえったのち、種の特徴を明確に示すまでに育った魚のことを指します。
抽水植物 ^{動 14)}	水生植物のうちヨシ、ガマ、マコモ等のように体の一部が水中にあり、一部は空中に出ている大型植物のことで、挺水植物、水沢植物ともいいます。
注目すべき生息地 ^{動 15)}	「学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。」とされています。
堤外地、堤内地 ^{動 3)}	堤防により洪水から守られている土地を堤内地、堤防で洪水を食い止めている方を堤外地といいます。
停空飛翔 ^{動 13)}	鳥や昆虫の、空中のある一点に停止したように見える飛び方のことを指します。ハチドリ・ホウジャク等にみられます。停空。

ホバリング。

挺水植物

抽水植物を参照。

ディスプレイ^{動 2) 19)}

動物の生得的行動の一つです。威嚇・求愛等のために、自分を大きく見せ、また目立たせる動作や姿勢のことを指します。誇示。誇示行動。V字ディスプレイ、波状ディスプレイ、つかかりディスプレイ等があります。

V字ディスプレイは、クマタカ等で見られ、飛行中に両翼を上向に反り返らせVの字になって飛行し、尾も一緒に反らせることもあります。つがい以外の外部に行動圏、営巣地、自分の存在を誇示する意味があります。

波状ディスプレイは、飛行中に急降下急上昇を繰り返す飛行で、侵入者への誇示の場合やつがいの相手に対する誇示の意味があります。

つかかりディスプレイは、つがいで飛行中に雄が雌の背後あるいは上方から爪で掴みかかろうとし、雌は体を反転させて互いに掴みかかるような状態になる行動で、つがいの絆を深めるものとして、クマタカでは繁殖する年のみで見られ、繁殖を示唆する行動とされています。

底生動物^{動 2)}

底生動物は、水域に生息する生物のうち、水底に生活する生物の総称です。

定置網^{動 2)}

建網等のように一定水面に固定的に敷設する網漁具のことを指します。

デトリタス^{動 2)}

プランクトン等生物体の破片・死骸が水底にたまっただけを指します。

投網^{動 2)}

被網(かぶせあみ)の一種です。円錐形で、上部に手綱、下部に沈子をつけたものを指します。主に淡水魚又は浅海魚を捕るのに用います。うちあみ。とうあみ。なげあみ。

動物相^{動 2)}

ある地域に生息する動物の全種、又はそれらをリスト化・記載又は図解した「動物誌」のことを指します。昆虫相・軟体動物相等、ある一群のものだけを指すこともあります。

特定外来生物^{動 11)}

外来生物(移入種)のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(2004)によって規定された生物。同法で規定する「特定外来生物」は、海外から導入された外来生物(及びその生物との交雑により生じた生物を含む)に焦点を絞って、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められています。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸

入、野外への放出等が禁止されています。

夏鳥^{動 2)}

春から初夏に南方から渡って来て営巣・繁殖し、秋に再び温暖な越冬地へ去る渡り鳥のことを指します。

ハーブトラップ^{動 18)}

地面に対して垂直方向に平行に張った多数の糸や金属線でできたコウモリ用捕獲機具であり、隙間を通過しようとするコウモリが接触して糸に従い下方へ落下したところを受け布で捕獲するトラップのことを指します。大きさは、幅 2m 程度から数 m のものが使用されます。縦糸の間隔は、捕獲対象種によって制作したり調整します。西洋竪琴状に見える糸の並んだ外観から名付けられました。

はえなわ^{動 1)}

釣り漁具のひとつ。一本の長い幹縄に適当な間隔で、浮きを結ぶ浮縄と釣り針のついた多数の枝縄をつけたものを指します。それぞれの釣り針に餌をつけ、海面下に浮かせるいは海底に沈めて張る、浮き延縄と底延縄があります。のべなわ。ながなわ。

バットディテクター^{動 4)}

コウモリ類の発する超音波を可聴音に変換する装置を指します。

早瀬、平瀬^{動 17)}

瀬のうち、水深が浅く、水面に白波が立ち、流速がもっとも早く、河床が浮き石のものを早瀬といいます。一方、水深が浅く、水面にしわのような波があり、流速は早く、河床は沈み石になっているものを平瀬といいます。

氾濫原^{動 14)}

河川に隣接する平野のうち、洪水時に河川からあふれる水で冠水する平低地のことを指します。洪水後は砂礫や泥土が堆積するため、土壌基盤が不安定で多年生植物が生育しにくいとされています。

ビーティング^{動 4)}

木の枝、草等を叩き棒で叩いて、下に落ちた昆虫をネットで受け取って採集する方法です。

漂鳥^{動 2)}

一地方の中で越冬地と繁殖地とを異にし、季節により小規模の移動をする渡り鳥のことを指します。夏は山に近い林にすみ、冬は人里近くに移るウグイスのほか、ムクドリ・メジロ等。

被度^{動 8)}

定量的な群落測度の一つで、各種類の植物の地上部が地表を被覆する割合をいいます。調査区面積に対する植物の垂直投影面積の割合で示し、一般に被度階級で表わします。群落構造の解析では百分率被度が用いられ、ブラウン-ブランケの被度階級(1:10%以下, 2:10~25%, 3:25~50%, 4:50~75%, 5:75%以上)と群度を組み合わせて優占度として用います。

孵化 ^{動 2)}	発生中の胚が卵膜又は卵殻を破って外に出ることを指します。卵がかえること、また、卵をかえすこと。
腐植（土） ^{動 2)}	土壤中で微生物等の作用で植物遺体が分解する過程で生成される、土壤に特有の暗褐色・無定形の高分子有機化合物の総称です。土壤有機物。
腐生（植物） ^{動 8)}	生物の遺体である有機物に一部又は全部の栄養を依存する生活している植物のことを指します。
淵、淵尻 ^{動 17)}	淵は流れの曲がり角や大きな岩の回り等に形成されます。淵は流速が遅く、河床にはシルト等が堆積しやすいため、淵の河床は藻類の付着基盤としては不十分です。しかし、早瀬に連続する淵は、瀬で生産された藻類や水生昆虫類等が淵へ流下するため、これらを餌とする動物の生息場所となります。また、流速が遅く水深の深い淵は、動物の休息の場として利用されており、特に冬季は、魚類の越冬場所としても利用されます。淵尻とは、淵の出口で深みの終わりのことを指します。
付着藻類 ^{動 20)}	付着藻類とは、水中植物、底泥、礫、岩石等の表面に付着している珪藻、藍藻、緑藻、紅藻等の藻類の総称です。この付着藻類は、水圏生態系の中で一次生産者の位置にあり、付着藻類やその剥離したものを主要な餌としている水生昆虫や魚類（アユ等）も多いです。特に河床が石・礫からなる瀬では付着藻類の生産量が高く、水圏生態系の構成要素として欠くことができない生物群です。 また、環境面から見ても、水質汚濁の生物指標として有効であり、水質汚濁の程度や水質の変化を把握する上で重要な指標となり得るものです。
不等流計算 ^{動 3)}	洪水が流れたときの、川の水位や流速を計算する手法のことを指します。等流計算は、河道の形状があまり変化しない区間で用いられる計算方法で、不等流計算は、河道の形状に変化のある川で用いられる計算方法です。
冬鳥 ^{動 2)}	秋に北方から渡って来て越冬し、春に再び去って夏に北方で営巣・繁殖する渡り鳥のことを指します。
フライングキャッチ ^{動 22)}	飛翔捕食。鳥類の採食方法の一つであり、飛んでいる虫や、葉についた虫、果実等を飛びながら捕える方法のことをいいます。
平均年最大流量 ^{動 21)}	各年の年最大の流量を抽出し、統計年数間で平均した流量のことをいいます。一般に、1級河川においては、平均年最大流量が低水路満杯流量と同程度といわれています。河道の砂州形状や平面形態は、経験的に、平均年最大流量との相関が強いことが知られています。

萌芽林 ^{動 11)}	伐採後に切り株や根から新しい芽（これを「萌芽」もしくは「ひこばえ」と呼ぶ。）が伸びてきて、成立した森林のことをいいます。
無人撮影法 ^{動 4)}	哺乳類を対象とした調査方法です。哺乳類は、薄明薄暮型等夜行性の種が多く、目視確認が難しいことが多いため、赤外線に反応するセンサースイッチによる無人撮影装置を設置し、確認する方法です。
無脊椎動物 ^{動 2)}	脊椎動物以外の一切の動物の総称のことを指します。
迷鳥 ^{動 22)}	本来の渡りコースからはずれて、例外的に出現した種又は亜種。迷鳥が出現する理由は、台風や寒波等の天候条件、食物の不足による侵入、幼鳥の分散等があります。
目撃法 ^{動 4)}	目撃法は、トンボ類、チョウ類、ハチ類、セミ類、バッタ類、コオロギ類等の大型で目立つ昆虫や鳴き声を出す昆虫を目撃あるいは鳴き声により種を識別し、確認する方法です。
木本 ^{動 8)}	茎及び根において肥大成長により多量の木部を形成し、その細胞壁の多くが木化して強固になっている植物。草本と対する語で、高木と低木があります。
モールトラップ ^{動 4)}	モグラ類の捕獲に用いる円筒型のトラップで、確実にモグラが行動している場所（モグラ塚が密に分布し、かつ新しいモグラ塚が多く分布する場所）を選んで設置します。
幼生 ^{動 2)}	後生動物で、卵から孵化（ふか）し独立生活をするようになった子が、親と違う形をしている時の称です。変態を経て成体となります。昆虫では幼虫といいます。
ライトトラップ ^{動 4)}	夜間に灯火に集まる昆虫類の習性を利用して採集する方法で、カーテン法とボックス法があります。 カーテン法は、1m×2m あるいは 1.5m×1.5m 程度の白色のスクリーン（カーテン）を見通しのよい場所に張り、その前に昼光色蛍光灯と紫外線灯（ブラックライト）を吊るしてつけ、スクリーン目掛けて集まる昆虫を採集する方法です。ボックス法は、昼光色蛍光灯と紫外線灯の下に、大型ロート部及び昆虫収納用ボックス部からなる捕虫器を設置し、光源を目掛けて集まる昆虫が大型ロート部に落ちた昆虫を採集する方法です。
陸産貝類 ^{動 23)}	陸に生息する巻貝で、殻が退化したナメクジの仲間も含まれます。
留鳥 ^{動 2)}	季節的移動を行わず、一年中、ほぼ一定の地域にすむ鳥を指します。

林縁^{動 1)} 林の周縁部のことを指します。

レッドデータブック^{動 24)}

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これをもとにしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行します。

渡り^{動 2)} 鳥等が季節によって生息地を変えることを指します。

ワンド^{動 3)}

ワンドは、川の本川とつながっている水がよどむところ（死水域）のことを指します。流れがある本川に比べ、魚や昆虫等さまざまな生物が多く生息しています。ワンドは、魚の産卵や成育の場であり、増水した時には、魚の避難場所になります。

5. 景観・人と自然との触れ合い

眺望点^{景 1)}

人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台等だけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所等も眺望点として取りあげるのが一般的です。

視野^{景 2)}

人間が特定の対象を否検索的に眺める場合（例：展望台から景色を眺める場合）の視野は、既往の研究の結果によって「60°コーン説」が定説となっています。なお、35mm フィルム、28～35mm レンズを用いて撮影した写真がこの視野に近いものです。

フォトモンタージュ^{景 2)}

複数の写真を組み合わせて一枚の写真にすることを指します。合成写真。

6. 廃棄物

アスファルトコンクリート^{廃 1)}

アスファルトを泥状にとかし、砂利、碎石、石粉等を混合して道路、水利構造物の舗装等に用いるもののことを指します。

最終処分場^{廃 2)}

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分

場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

脱水ケーキ^{廃 2)}

建設汚泥を脱水した後に残った固形の物質のことをいいます。ダム事業では、ダムの堤体の工事及び骨材製造に関連した濁水処理施設から発生します。

7. その他

環境影響要因^{他 1)}

環境要素に影響を及ぼす要因となる行為や事物のことを指します。対象事業によってさまざまな要因が考えられます。

環境監視

事業者が事業により影響もしくは影響の可能性のある項目に対し、環境の状況を把握するための、工事实施中の一時的な調査や工事实施中、ダム供用後の継続的な調査を指します。

環境基準^{他 1)}

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものです。

環境基本法^{他 1)}

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。
環境基本法第 20 条には、環境影響評価の推進の規定があります。

環境保全措置

予測の結果、対象項目への環境影響がある、又は環境影響の可能性があると予測した項目について、環境影響をできる限り回避・低減する観点から実施するものです。

環境保全措置以外の事業者による取組み

主に予測の結果やこれを受けた環境保全措置の検討を踏まえた上で、対象項目への環境影響が小さい場合においても、環境影響の最小化に向けて実施するものです。

国立公園^{他 1)}

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、環境大臣が自然公園法第 5 条第 2 項の規定により指定するものをいいます。管理は主に都道府県が行います。

国立公園^{他 1)}

わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）であって、環境大臣が自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定するものをいいます。管理は主に国が行います。

事後調査^{他 3)}

工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、環境保全措置の効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合等に実施する環境の状況を把握するための調査を指します。なお、事後調査の時期は、評価レポート公表後からダム供用後までとしています。

自然環境保全地域^{他 1)}

自然環境保全法に基づき、以下に示すようなすぐれた自然環境を維持している地域から、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを環境大臣が指定します。

ア．高山・亜高山性植生（1,000ha 以上）、すぐれた天然林（100ha 以上）

イ．特異な地形・地質・自然現象（10ha 以上）

ウ．すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域（10ha 以上）

エ．植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域（10ha 以上）

また、都道府県においても、条例に基づき、自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域を、都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努めています。

自然公園^{他 1)}

自然公園法に基づき、わが国のすぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園で、

（1）国立公園（わが国を代表するすぐれた自然の風景地で、国が管理。）、（2）国定公園（国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県が管理。）、（3）都道府県立自然公園（国立、国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県が条例によって指定、自ら管理）に区分されます。

指定文化財^{他 2)}

文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財のことを指します。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の五種で、学術的・歴史的に貴重なものを指します。

鳥獣保護区^{他 1)}

鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）に基づき指定されます。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が禁止され

るほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されています。

保安林^{他 1)}

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことを指します。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指定され、その種類は 17 種類に及びます。

【引用・参考文献】

（ダム事業）

- ダ 1) ダム事典（一般財団法人ダム協会
<http://damnet.or.jp/cgi-bin/binranB/JitenIndex.cgi> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧）
- ダ 2) 流水型ダム（2017 年 技報堂出版）

（大気環境）

- 大 1) 気象観測の手引き（1998 年 気象庁）
- 大 2) 一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC） 環境用語集
(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧)
- 大 3) 道路環境影響評価の技術手法平成 24 年度版 国総研資料第 714 号（2013 年 国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）
- 大 4) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（2015 年 環境省）
- 大 5) 広辞苑 第五版（1998 年 岩波書店）

（水環境）

- 水 1) ダム貯水池水質用語集（2006 年 （財）ダム水源地環境整備センター）
- 水 2) 河川用語集～川のことば～（国土交通省国土技術政策総合研究所
<http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/link/yougo/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧）
- 水 3) 一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC） 環境用語集
(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧)
- 水 4) 広辞苑 第五版（1998 年 岩波書店）

（動植物・生態系）

- 動 1) 大辞林 第三版（2006 年 三省堂）
- 動 2) 広辞苑 第七版（2018 年 岩波書店）
- 動 3) 河川用語集～川のことば～（国土交通省国土技術政策総合研究所
<http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/link/yougo/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧）
- 動 4) 平成 28 年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]・平成 28 年 1 月改訂（2016 年 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）
- 動 5) 河川の生態学（沼田真監修 水野信彦・御勢久右衛門共著 1972 年 20 日（株）築地書館）
- 動 6) 第 1 回河川水辺の国勢調査改善検討委員会 資料（平成 23 年 2 月 22 日、国土交通省河川環境課）
- 動 7) 精選版 日本国語大辞典（2006 年 小学館）

- 動 8) 岩波生物学辞典 第4版(1998年 岩波書店)
- 動 9) 世界大百科事典 第2版
- 動 10) 最上川電子大辞典(国土交通省東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/enc/outline/purpose.html> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 11) 一般財団法人環境イノベーション情報機構(EIC) 環境用語集(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 12) 生物多様性情報システム J-IBIS(環境省 生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 13) デジタル大辞泉(小学館 <https://kotobank.jp/dictionary/daijisen/> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 14) 川の生物図典(財団法人リバーフロント整備センター編 1996年 山海堂)
- 動 15) 生物多様性分野の環境影響評価技術(I) スコーピングの進め方について(平成11年6月 環境省)
- 動 16) 生態系被害防止外来種リスト(環境省 <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 17) 平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]・平成28年12月一部改訂(2016年 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)
- 動 18) 「コウモリ類の調査の手引き(案)」国土技術政策総合研究所資料 No.354(平成18年12月 国土交通省国土技術政策総合研究所緑化生態研究室)
- 動 19) 国有林野における緑の回廊のモニタリング調査マニュアル(平成15年1月 林野庁)
- 動 20) 河川砂防技術基準調査編 平成24年6月版(2012年 国土交通省水管理・国土保全局)
- 動 21) 水文観測の用語集(国土交通省四国地方整備局 <https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/mizu/yougo.htm> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 22) 鳥類学辞典(2004年9月 昭和堂)
- 動 23) 原色日本陸産貝類図鑑(昭和57年7月 保育社)
- 動 24) 環境省生物情報収集・提供システム いきものログ(環境省 生物多様性センター <https://ikilog.biodic.go.jp/> 令和5年9月29日閲覧)
- 動 25) 21世紀の河川学―安全で自然豊かな河川を目指して(芦田和男・江頭進治・中川一 2008年 京都大学学術出版会)

(景観)

- 景 1) 一般財団法人環境イノベーション情報機構(EIC) 環境用語集(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和5年9月29日閲覧)
- 景 2) 自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)(平成12年 環境庁企画調整局編)

景 3) 広辞苑 第五版(1996 年 岩波書店)

(廃棄物)

廃 1) 広辞苑 第五版(1996 年 岩波書店)

廃 2) 一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC) 環境用語集
(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧)

(その他)

他 1) 一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC) 環境用語集
(<https://www.eic.or.jp/ecoterm/> 令和 5 年 9 月 29 日閲覧)

他 2) 大辞林 第三版 (2006 年 三省堂)

他 3) ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号)